

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	50,600,000	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場蒸気タービン設備緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	6,930,000	令和2年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
3	鶴見工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	26,180,000	令和2年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場2号炉集じん設備ほか整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	25,850,000	令和2年4月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	東淀工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	194,051,000	令和2年4月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	西淀工場煙道設備ほか緊急補修工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	14,674,000	令和2年4月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	東淀工場クレーン設備整備工事	清掃施設工事	東淀工場	(株)天満電機産業	6,930,000	令和2年4月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	西淀工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	8,173,000	令和2年4月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
9	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	7,458,000	令和2年5月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
10	平野工場 無停電電源装置整備工事	清掃施設工事	平野工場	古河電池(株)	16,390,000	令和2年5月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	舞洲工場焼却・破碎設備整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	485,760,000	令和2年5月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	平野工場2号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	6,380,000	令和2年5月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
13	八尾工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング(株)	77,440,000	令和2年5月19日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	令和2年度 北港処分地廃水処理施設修繕	清掃施設工事	北港事務所	(株)タクマ	1,540,000	令和2年6月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
15	平野工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリン グ(株)	5,808,000	令和2年6月8日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9
16	鶴見工場クレーンバケット修繕	清掃施設工事	鶴見工場	(株)福島製作所	1,617,000	令和2年6月26日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
17	西淀工場ボイラー設備ほか緊急補修工事	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	22,110,000	令和2年6月30日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に変換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場蒸気タービン設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

舞洲工場の蒸気タービン設備は、ごみ処理事業の排熱でボイラー蒸気を発生し発電している。蒸気タービン発電機停止が継続すると、発電収入が大幅に減少し、本組合の運営に支障をきたす恐れがある。また、2炉運転を行うことができなければ、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 2号炉集じん設備ほか整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場集じん設備及び炉体は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場煙道設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場煙道設備は、焼却炉にて発生し排ガス処理設備により処理されたガスを通過させる煙道及び煙突等の設備である。今回2号炉の煙道及び煙突の内面に錆が発生し、剥離して煙突より飛散したことから、炉の運転が不可能となった。また、1号炉の煙道設備についても2号炉と同時期の定期整備工事で点検整備を行っており、錆が剥離して飛散することは濃厚であるため整備する必要がある。さらに1号炉の炉体には故障があり、あわせて解消する必要がある。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場1号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短時間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船 (株)

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船 (株) において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 無停電電源装置整備工事

2 契約の相手方

古河電池（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う無停電電源装置は、UPS盤、入出力盤、出力分岐盤及び蓄電池盤で構成されており、商用電源が停電又は遮断した場合に焼却設備の重要機器へ安定的に電力供給を行うための電源設備であり、当工場の無停電電源装置は、古河電池（株）の独自の技術により、設計・施工されたものである。

今回UPS盤及び蓄電池のみを更新するため、既存設備との制御の取り合いについて、本設備を設計・施工した業者しか知り得ず、同業者以外では整備の対応が不可能である。整備後の設備全体の性能、作動状態等について、責任の一元化を図ることができる業者は古河電池（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設の
うちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。
設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性
雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部
品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理
を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施
工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・
経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外
では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一
貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本
設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2 号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回、2号炉において過熱器および灰出しコンベヤの故障ならびにボイラー下部ホッパ、残渣落下管の詰まりにより2号炉の運転が不可能な状態になっており速やかな機能復旧が必要なため、緊急的に復旧工事を行うものである。

現在、当工場のピット状況は非常に悪く、また他工場の整備工事等により当工場への搬入量が多い状態であることから、1号炉が運転していても1炉分の焼却量ではピット状況は悪化していき当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから早急な対応をとらなければ構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要である。

これらの設備はJ F Eエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度 北港処分地廃水処理施設修繕

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

本修繕は、廃水処理施設の配管、液面計の修繕を行うものである。

北港処分地の廃水処理施設は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3358)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回、1号炉においてボイラー水管及び給じん装置の故障により1号炉の運転が不可能な状態になっており速やかな機能復旧が必要なため、緊急的に復旧工事を行うものである。

現在、当工場のピット状況は非常に悪く、また他工場の整備工事等により当工場への搬入量が多い状態であることから、2号炉が運転していても1号炉分の焼却量ではピット状況は悪化していき当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから早急な対応をとらなければ構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要である。

これらの設備はJFEエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場クレーンバケット修繕

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う鶴見工場じん芥クレーンバケットは、焼却炉にごみを供給するために使用している。本クレーンバケットは、機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより、機器の性能や能力を維持し適正な維持管理を図る必要がある。

当工場のクレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1. 案件名称

西淀工場ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。また炉体設備のホッパーシュートはボイラ灰を収集して排出する設備である。また有害ガス処理設備の空気ガス混合器用送風機は湿式有害ガス除去設備出口の水蒸気飽和排ガス中に高温空気を送り白煙防止を行うための設備である。

今回、これらの設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)